

市では、市制施行10周年を記念し、来年3月までの間、市民団体などとの協働により市を広くPRし魅力を高める「協賛事業」や、市が主体となり実施する「冠事業」を実施しています。



## 7月開催予定の10周年記念事業

	開催予定日	事業名
協賛事業	7月26日(土)	2014しがらき火まつり 会場：新宮神社から愛宕山
	7月26日(土)	甲賀夏まつり2014 会場：JA こうか駐車場

### 【お知らせ】

市民団体などと市が協働で実施する協賛事業を随時募集しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

### 6月の記念事業だより

#### ●ユース・プラス

フェスティバル2014  
(P14元気なまちかど参照)

#### ●はしご酒スタンプラリー

(P15元気なまちかど参照)

#### ●第7回甲賀流忍者検定

忍者プロジェクト実行委員会の主催で6月15日に開催され、市内をはじめ遠くは関東や中国方面から113人が受験しました。甲賀流忍者をテーマとした講演も開催され、甲賀流の知名度がより高められました。



問い合わせ  
政策推進課  
☎65-0670 / ☎63-4554  
ホームページ <http://www.city.kokag.jp/8157.htm>

# 子育て世帯 臨時特例給付金のご案内

本年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らすため、児童手当を受給している方に、子育て世帯臨時特例給付金が給付されます。

## 給付対象者

平成26年1月1日現在で市に住民登録があり、次のどちらの要件も満たす方。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

## 給付額

対象児童(注)1人につき1回限り10,000円

注) 給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。

※児童手当の振込口座または、指定された口座へ入金します。

※ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や、生活保護の受給者となっている児童は対象なりません。



## 申請方法

### ◎申請・受付場所

郵送または各地域市民センター、市民窓口センター、こども応援課

### ◎申請期間

8月18日(月)～12月19日(金)

### ◎申請に必要な書類など

甲賀市子育て世帯臨時特例給付金申請書(受付開始時期に該当者へ市から送付)

※児童手当と異なる口座に振り込む場合

- ・本人確認ができる書類  
住民基本台帳カード、運転免許証、旅券(パスポート)などの写し
- ・口座が確認できる書類  
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し
- ・印鑑

※公務員の方は、受給状況証明書

問い合わせ  
こども応援課  
☎62-6311 / ☎63-4085

## 「給付金」を装った詐欺にご注意ください

- ・市や厚生労働省の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市や厚生労働省の職員が子育て世帯臨時特例給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市こども応援課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

safe community KOKA

# セーフコミュニティこうか vol.17

## みんなでつくる安心・安全なまち

### 事前審査開催

5月22日(木)、23日(金)、甲賀市セーフコミュニティ事前審査を開催しました。

審査では、冒頭に市の概要を説明した後、外傷サーベイランス委員会やテーマ別対策委員会について現時点での活動報告などを順次行い、審査員のチョ・ジュンピル先生(韓国)、パイ・ル先生(台湾)からは次のような講評をいただきました。



審査員による講評

### 審査員講評(概要)

- ①資料はよく練られ、まとまっている。特に外傷サーベイランス委員会の報告内容は、同委員会の役割や課題、今後の方向性、各対策委員会や推進協議会との関係性等がわかりやすく示されているという点で、今まで審査してきた外傷サーベイランス委員会の中で最も素晴らしい。
- ②セーフコミュニティ指標1(※)に添って、市民や地域等、いろんな方がメンバーとして参画できている。
- ③メンバーの協働のもと、情報共有、相互理解を図りながら時間をかけて検討している。今後もこのプロセスを大切にしてほしい。

※指標1：さまざまな部門・分野の人たちが連携・協力し合うしくみを整え、まちぐるみで取り組むこと。

審査行事の様子や、審査員からの指摘事項については、次回のセーフコミュニティこうかでお伝えします。

危機管理課 セーフコミュニティ推進室  
☎65-0665 / ☎63-4619